

中央市子育て支援センター 施設貸出ガイドライン

1 施設貸出の目的

中央市子育て支援センターの施設を、市内において子育て支援の活動をしている団体等に貸出し、地域社会に貢献する場を提供することを目的とします。

2 貸出対象

中央市子育て支援センター利用団体登録証の交付を受けたもの

3 利用団体登録について

来館しての登録が必要です。

※利用登録申請から登録証の交付までは、おおむね2週間程度かかります。

登録要件

- (1) 市内において子育て支援に係る目的及び活動計画を有し、かつ、事業を実施する団体であること。
- (2) 特定の政治、思想、宗教、営利等を目的しない団体であること。
- (3) 法令又は公序良俗に反しない団体であること。

【必要書類】・中央市子育て支援センター利用団体登録申請書（HPからダウンロードできます）

- ・会員名簿
- ・活動の様子がわかるもの（活動計画書・活動報告書など）
- ・団体の代表者の氏名及び住所を確認できるもの（免許証（写）など）

※団体登録の有効期限は登録証の交付日から1年間とします

※登録更新の手続きは、有効期限の1か月前から有効期間の満了日までのあいだに行うことができます

4 貸出 詳細

貸出会場・定員	多目的ホール 40人（20組） 会議室 10人
貸出可能日時	支援センターの開館日でイベント等の使用がないとき（空き状況カレンダーに○と記載されている時間） ①10:00～12:00 ②13:00～15:00 *貸出し時間、前後30分の延長は要相談
貸出可能回数	一団体 月に1回まで
貸出予約方法	HPに掲載されている空き状況カレンダーを確認し電話予約後、速やかに中央市子育て支援センター利用申請書（HPからダウンロードできます。）を提出してください。 空き状況カレンダー公開日…毎月第1木曜 2か月前
貸出制限	興行的営利を目的として利用するとき 特定の宗教・宗派または政治的活動を目的として利用するとき 当施設で行うにはふさわしくないと当施設が判断したとき
禁止事項	個人情報などの収集 危険物又は危険のおそれがあるものの持ち込み ペット類の持ち込み 当施設に許可のない、印刷物、ポスターその他これらに類する物を配布又は掲示 当施設に許可のない、寄附募集、物品の販売、広告及び宣伝 他の利用者や第三者に迷惑を及ぼす行為（音・臭気・振動等）
清掃など	*使用後は、掃除機・またはモップ アルコールによる拭き取りを行い、返却
備品の貸出	【貸し出せるもの】 プロジェクター・スクリーン マイク&アンプセット 椅子・長机
その他	金銭の授受を伴う活動を行う場合は、事前に相談してください。 原則として、参加料・販売価格等の設定は、子育て応援価格「500円」を上限とします。

5 その他

・会場の利用に関する注意事項をご確認の上、ご利用をお願いいたします。（登録時にお伝えいたします）